

道路交通法改正

平成 21 年 6 月 1 日施行

平成 21 年 1 月 30 日に道路交通法施行令の一部を改正する政令が公布され

- 免許の拒否又は取消し等及び免許の欠格期間等の指定の基準に関する規定
- 違反行為に対する点数に関する規定

等が整備され、平成 21 年 6 月 1 日に施行されました。

一般違反行為に対する基礎点数 (抜粋)

違反の種別	改正後		改正前	
	点数	処分	点数	処分
酒気帯び運転 (0.25 以上)	25 点	2 年	13 点	停止
酒気帯び運転 (0.25 未満)	13 点	停止	6 点	停止

特定違反行為に対する基礎点数 (抜粋)

違反の種類	改正後		改正前	
	点数	処分	点数	処分
酒酔い運転	35 点	3 年	25 点	2 年
危険運転致死	62 点	8 年	45 点	5 年